

長野市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長野市議会委員会条例(昭和42年長野市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第2条経済文教委員会の項第1号中「産業振興部」を「商工観光部」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農林部に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。